平成２６年（フ）第５２２号
千葉県八千代市勝田台７丁目４番地６　シャンテ勝田台104号
債務者　大迫　　恵（旧姓田中・若生）
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５５２号
千葉県市原市玉前330番地１　サンファミール103
債務者　平　　晃次
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第５８３号
千葉県市原市中高根702番地５　ハイム小泉201
債務者　柴　健一郎
1　決定年月日時　平成26年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第３６４号
京都市山科区西野楳本町134番地２　デア・ゼ―12―201号室
債務者　西本　　貴
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３６５号
京都市山科区西野楳本町134番地２　デア・ゼ―12―201号室
債務者　西本　倫子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４６３号
京都市西京区大原野北春日町250番地　パセンテラ洛西107号
債務者　日高志奈子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４４号
京都市西京区川島東代町26番地２　コーポ川島103号、住民票上の住所京都市西京区松尾鈴川町15番地47
債務者　山川　　稔
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４５号
京都市西京区川島東代町26番地２　コーポ川島103号、住民票上の住所京都市西京区松尾鈴川町15番地47
債務者　山川美智子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６７７号
京都市伏見区竹田七瀬川町71番地２
債務者　川岡　辰隆
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６８９号
京都市北区大北山原谷乾町130番地の１
債務者　竹山　泰典
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２４号
京都市伏見区横大路下三栖山殿５番地148、前住所京都市伏見区下鳥羽南円面田町118番地
債務者　竹本　真弓（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２５号
京都市北区大宮玄琢北町28番地４　ハウル19号室
債務者　与那覇明美
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２７号
京都府向日市上植野町山ノ下４番地の20
債務者　武本　千恵
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７２９号
京都市伏見区向島西堤町13番地　芳月ハイツ101、前住所京都市伏見区桃山町東町18番地ハイツアボンリー３―３Ｃ
債務者　橋本　雅子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
京都府京丹後市久美浜町790番地の５
債務者　古嶋千代子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第３３号
京都府京丹後市久美浜町790番地の５
債務者　古嶋　勝彦
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第４８０号
堺市南区庭代台２丁10番２―107号
債務者　高村剛こと　金　　剛
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係